

令和 8 年度
多摩市公民連携事業構想基盤
民間提案制度募集要項

令和 8 年 7 月

多摩市



1 趣旨

多摩市では、行政課題や地域課題の解決、市民サービスの向上のため、公民連携に力を入れています。その代表的な手法として、民間事業者様（以下、「事業者」という）からの提案に基づく事業実施“民間提案”を積極的に受け入れ、独自性・有効性のある提案を行った事業者と実証実験などを実施してきました。企画・立案の段階からの公民連携で、更なる市民サービス向上に取り組むたいと考えています。

2 多摩市における「民間提案制度」について

本市では、事業者が市の行政課題、地域課題の解決策として、独自のアイデアやサービス提案を行うものを「民間提案」として定義します。そのため、既存ツールやサービスの売り込み、一般的な課題の解決策の提示は、民間提案として取り扱わないこととします。

3 募集事業

(1) 応募要件

多摩市における「民間提案制度」の定義を踏まえ、本市が受け付ける提案は原則以下のとおりとします。

① 法令により、市が直接実施すべき事業とされていないこと

（法令で可能とされるものでも、市が直接実施すると判断するものは対象外）

② 市、市民のいずれにもメリットがあること

③ 提案時だけでなく、事業開始時点においても独自性がある等、長期的視点をもつもの

（同様の提案を複数いただいた場合、公募・入札等による事業化を検討します）

④ 市、市民にとって新たな負担増とならないこと

- ・ 予算を伴わない、または既存予算の範囲で実施できるもの
 - ・ 特定財源の活用等により、新たな一般財源の負担が生じないもの
- ※この場合、特定財源の内容等も、あわせてご提案ください。
- ・ 事業総体で見たときに、予算や人件費の縮減につながるもの

(2) 課題内容

多摩市がもつ課題の解決につながる提案として、テーマ型提案のほか、フリー型提案（試行的管理運営、トライアルサウンディング、自由提案）を募集します。

なお、同一の事業者が複数の提案をすることもできます。

【テーマ型提案】

令和8年度 募集テーマ ①	～本庁舎に行かなくても良い市役所を目指して～ 「駅近機能」で提供する行政サービスの試行導入を行う実証実験事業者を募集します！
課題	● 多摩市では、令和14年度の市役所本庁舎の建替えを契機として、窓口サービスのあり方について検討を進めています。 ● 具体的には、市内の3駅（聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅・永山駅）に「駅近機能」と呼ばれる機能を整備し、現在は本庁舎でしかできないサービスについて、従来の「リアル（対面）窓口」に加えて、「遠隔窓口」、「オンラインサービスブース」、「自動交付機等」の機能を組み合わせて展開することを考えています。 ● 駅近機能については、基本的には現在の出張所で試行実施を行いながら、新庁舎の供用開始のタイミングにあわせて、必要な機能を整理・検討し、順次整備していく予定です。また、この間、行政手続きのオンライン化についても並行して進めることで、本庁舎に行かなくても身近な場所で安心・便利に行政手続きを提供できる環境の構築を目指しているところですが、具体的な実現手法や有効性については十分に検証しておらず、課題となっています。 なお、現時点で出張所がない永山駅については、4機能すべてを備えた形ではなく、「リアル（対面）窓口」を設置しないデジタルサービス中心の構成とするなど、コンパクトな形での整備を想定しています。
想定内容	駅近で提供予定の各機能（遠隔窓口、オンラインサービスブース、自動交付機等）について、提供可能なサービス内容や運用方法等を検討するための試行導入（実証実験）の提案を求めます。基本的には、機能ごとの単独提案を想定していますが、複数手法を組み合わせることによる総合的な窓口サービス全般のあり方に関する提案も可能です。 ▶ 遠隔窓口（遠隔相談・手続支援）の設置・効果検証 ▶ オンラインサービスブース（タブレット等のセルフ端末を複数台設置することを想定）の設置・効果検証 ▶ 自動交付機や自動収納機等の設置・効果検証 ▶ また、上記取組を通じた利用者属性・満足度の分析など
提案者へ 提供できる メリット	● 自社で開発・提供を予定している窓口対応に関するサービスやツールを、実際の行政サービスの場面で試行導入し、利用実態や利用者属性、満足度等に関するデータを取得できる。また、サービスや運用面の検証を行うことができる。 ● 本市が進める「駅近機能」の検討と連動し、新たな行政サービスモデルの実証に参画でき、公共分野における新たなサービスモデルの実績化・横展開につながる可能性がある。

令和8年度 募集テーマ ②	～「言った・言わない」を防ぐために～ 「窓口対応記録の自動化・対応支援」を行う実証実験事業者を募集します！
課題	● 窓口における相談・問い合わせ対応については、制度説明や個別対応が長時間化・複雑化するケースが増えています。 ● また、突発的な来庁対応では対応内容を十分に記録（メモ）することが難しく、後日、「言った・言わない」といった認識の相違が生じる場合があります。さらに、対応履歴や説明内容が十分に蓄積されないことにより、継続対応時に説明内容の認識違いが生じたり、窓口ごとに案内内容が異なったりするケースもあり、市民サービス向上の観点から課題となっています。 ● そのため、窓口サービスの適切な記録と説明責任の確保に向け、対応内容を効率的かつ正確に記録・活用する仕組みの検討が求められています。
想定内容	窓口対応時の会話や対応内容について、録音・録画、文字起こし、要約生成等を活用し、対応記録を効率的に残すための実証実験の提案を求めます。なお、本実証実験の実施にあたっては、個人情報保護及びプライバシーへの配慮を前提とし、個人を特定できる情報（録音・録画データにおける顔情報や音声データは個人情報に該当します）を取得・保存しない運用や、必要に応じて匿名化、マスキング等措置を講じることを想定しています。そのため、録音・録画等を実施する場合は、窓口掲示等による周知や同意取得方法を含め、適切な運用方法についても提案に含めることを求めます。 ▶ 録画・音声データ等を活用した対応記録の生成・文字起こし ▶ 対応記録の要約作成・過去記録の保存・検索 ▶ 対応記録の分析や対応品質向上に向けた検討・改善提案
提案者へ 提供できる メリット	● 実際の行政窓口における対応データをもとに、音声認識・要約生成・ナレッジ化技術等の検証を行うことができる。 ● 自治体窓口における新たな対応記録モデルの構築や、公共分野への横展開につながる可能性がある。

【フリー型提案】

フリー型（１） 試行的管理運営	
【事業概要】 管理運営の委託導入を検討している既存の公共施設等について試行的に管理運営を委託する。受託を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に管理運営してもらうことで、委託結果を今後の指定管理者制度等の導入検討の判断材料とする。市と民間事業者が一体となって実施する新たな取り組み。 ➤ 事業内容や事業期間は個別調整。 ➤ 包括的な委託ではなく、部分的な委託も検討。（施設の管理運営のうち、運営のみ委託するなど） ➤ 地元企業等の得意領域を引き出し、最適な管理運営業務の領域を見つける。 ➤ 特色ある施設運営のために民間のノウハウを発揮できる。 ➤ 既存の委託費を集約する等して実施するが、必要に応じて予算化も検討する。	
フリー型（２） トライアルサウンディング	
【事業概要】 事業者が一定期間、実際に市内の公共施設等を利用することで、施設の持つポテンシャルや魅力を最大限に引き出し、施設の効果的な利活用の方法を探る取組み。 ➤ 立地、使い勝手、市場ニーズなどを少ないリスクで確認することができる。 ➤ 事業実施後、実績報告をもとにヒアリングを行い、本格利用に向けて検討する ➤ 事業内容や事業期間は個別検討	
<対象施設等> 全ての市の施設や公的不動産	<事業例> スポーツ施設、公園等でのイベント開催、臨時出店など
フリー型（３） 自由提案	
多摩市が現在計画中の事業に関するものや、新規ビジネスの構築、新技術の実証実験など、多摩市の行政課題解決に向けた提案。	

4 採択事業に関する市の支援について

(1) 事業実現に向けた支援

当該事業を実施するにあたり、関係機関との協議・調整にかかる窓口紹介や相談等の支援を行うとともに、可能な範囲で必要とされるデータや会場等を提供します。

(2) 広報活動の支援

当該事業に対し、多様な媒体を活用した広報が可能です。

(3) インセンティブの付与

プロポーザル方式で公募する場合は提案事業者に対し、最終評価点に5%の加点を行います。

5 応募資格

民間提案を行うことができる者は、提案を事業化する場合に実施主体となる意志がある事業者（企業や団体等。ジョイントベンチャー¹やコンソーシアム²による場合も含む。）とします。また、次の項目全てを満たすものとします。

- (1) 提案事業者が事業に必要な免許又は資格等を備えていること。
- (2) 応募時点で提案事業者及びジョイントベンチャー、コンソーシアムの構成員が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 会社更生法に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）
 - ② 多摩市指名停止基準に基づく入札参加資格者の指名停止の処分を受け、指名停止期間中の者
 - ③ 既に納期が到来している市民税又は法人市民税等に未納又は滞納がある者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定められた暴力団または暴力団と密接な関係にある団体等
- (3) 提案内容の公表の時期や範囲等に関して、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- (4) 市との対話に参加し、提案内容の説明や質疑応答に対応できること。
- (5) 採択された場合、事業を速やかに開始し、市と協議のうえ必要な協力・調整ができること。
- (6) 個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び多摩市個人情報保護条例（平成11年多摩市条例第1号）その他の関係法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うこと。
- (7) 政治的・宗教的な提案を含まないこと。
- (8) 公序良俗に反する提案を含まないこと。

※上記応募条件を明らかに満たさない応募者の提案は内部審査の対象としません。また、採択後に上記条件を満たさないことが判明した場合、採択を取り消す場合があります。

6 応募方法

次の書類①②をデータで事務局へメールしてください。

① 提案様式

② 参考資料（様式自由。必要に応じて提出することができます。）

※提出された書類は、審査以外の目的には使用いたしません。（ただし、多摩市情報公開条例にもとづく公開請求があった場合を除きます。）

※提出書類の様式は下記多摩市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/jigyosha/renkei/ppp/1005675.html>

¹ ジョイントベンチャー（合併企業）：複数の企業が互いに出資し、新しい会社を立ち上げて事業を行う企業体のこと。

² コンソーシアム（共同事業体）：2つ以上の個人、企業、団体（あるいはこれらの任意の組合せ）から成る団体であり、共同で何らかの目的に沿った活動を行うなど、共通の目標に向かって資源を蓄える目的で結成される事業体のこと。

7 審査・結果について

いただいた提案は提案事業者との対話を踏まえ、市で審査を行い、以下に分類し、通知します。ただし、本市が定義する「民間提案制度」の考え方に合致しない、あるいは応募要件を満たしていない提案であると市が判断した場合には審査の対象外となります。

また、採択候補としたものについては、原則事業者名と事業名を多摩市公式ホームページで公表します。ただし、公表を希望しない場合は別途調整させていただきます。

(1) 採択候補：取組の実施に向けて市と事業者で協議を継続していくものであり、事業化を約束するものではありません。

(2) 不採択

8 提案期限

テーマ型：2026年8月31日

フリー型：通年募集

9 その他留意事項

(1) 公募の承諾

提案事業者は、提案様式の提出をもって本募集要項の記載内容等を承諾し、応募する意思を示したものとみなします。

(2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とします。

(3) 著作権

提案書の著作権は提案事業者に帰属します。但し、市は結果の公表等、必要な範囲で提案書を使用することがあります。事業の実施により生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議して定めま

す。

(4) 提案書等の取り扱い

提案書その他提案事業者から提出された書類は返却しません。

10 お問い合わせ先

・ 提案書の提出 ・ 制度全般について ・ テーマ型募集の内容について	企画政策部 行政管理課	電話番号：042-338-6948 E-mail：tm035000@city.tama.tokyo.jp
---	----------------	---